

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月 1日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 根岸 修史
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目 4番 4号
【電話番号】	06 6365 4105
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 3番17号
【電話番号】	03 5521 0521
【事務連絡者氏名】	C S R 部人事グループ長 佐藤 隆士
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>その他の者に対する割当 0円</p> <p>発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">701,800,000円</p>
	<p>(注) 1. 本募集は平成26年 6月26日開催の当社第92回定時株主総会の決議及び当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものです。</p> <p>2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。</p> <p>3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	<p>積水化学工業株式会社東京本社 （東京都港区虎ノ門二丁目 3番17号）</p> <p>株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）</p>

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月26日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」が平成26年8月1日に確定したこと及び平成26年8月1日に臨時報告書の訂正報告書を提出いたしましたことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

欄外注記

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	未定(注)2
----------------	--------

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	1個当り1,276,000円(1株当り1,276円)(注)2
----------------	--------------------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	647,350,000円(注)3
---------------------------------	------------------

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	701,800,000円
---------------------------------	--------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	未定(注)2
	資本組入額	未定(注)4

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	1,276円(注)2
	資本組入額	(注)3

欄外注記

(訂正前)

(注) 1. <省略>

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分(新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成26年6月23日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(1,177円)を基礎として算出した見込額である。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

6. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の金額が行使請求の払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとし、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、当該本新株予約権を行使する者が予め当社の指定する金融商品取引業者に開設した当該新株予約権者名義の口座に記録されることにより交付されます。

(訂正後)

(注) 1. <省略>

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,276円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分(新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

5. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の金額が行使請求の払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとし、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、当該本新株予約権を行使する者が予め当社の指定する金融商品取引業者に開設した当該新株予約権者名義の口座に記録されることにより交付されます。

(注) 3. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
647,350,000	1,000,000	646,350,000

(注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であり、平成26年6月23日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(1,177円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
701,800,000	1,000,000	700,800,000

(注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であります。

2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年8月1日に関東財務局長に提出